静岡市から市外へ転出される方へ

個人番号カード・住民基本台帳カードによる 転出入と継続利用のご案内

個人番号カード(以下「マイナンバーカード」)または平成 24 年7月以降に発行された住民基本 台帳カード(以下「住基カード」)をお持ちの方は、新住所地の市区町村でも継続してお使いいただ けます。

■転入手続き時に、必ずマイナンバーカード・住基カードをご持参ください

マイナンバーカード・住基カードをお持ちの方及びこれらのカードをお持ちの方と同時に転出される方には、原則として転出証明書の交付はございません。マイナンバーカードや住基カードが転出証明書の代わりとなります。新住所地の市区町村で転入手続きをされる際には、必ずカードをご持参ください。顔写真の無い住基カードの方は、住基カードと併せて運転免許証・旅券などの本人確認書類もご持参ください。

- ●マイナンバーカード・住基カードをお持ちの方が一人いれば、同時に引越しされる同じ世帯の方全員の転入手続きができます。
- ●転入先で同一世帯の方であれば、マイナンバーカード・住基カードの名義人以外の方でも代理で転入手続きを行えます。その際は、事前にマイナンバーカード・住基カード名義人の方に暗証番号をご確認ください。
- ●転入日から 14 日を経過した場合は、マイナンバーカード・住基カードによる転入はできなくなりますのでご注意ください。

■マイナンバーカード・住基カードの継続利用手続きについて

- ●継続利用ができるのは有効期限内のマイナンバーカード・住基カードに限ります。
- ●手続きには暗証番号が必要です。
- ●転入手続きを行っていない状態で、転出予定日から30日、または転入した日から14日を経過した場合は、マイナンバーカード・住基カードは無効になります。
- ●転入手続を行っていても、転入届出日から90日を経過するまでにマイナンバーカード・住基カードの継続 利用手続を行わない場合は、これらのカードは無効になります。

■署名用電子証明書について

署名用電子証明書は住所の変更に伴い失効します。必要な方は、転入手続き後にあらためてご本人が新住所地の市区町村で申請をお願いします。なお、住基カードへの電子証明書登録は、平成 27 年 12 月をもって終了しました。 お問い合わせ

各区の戸籍住民課

葵 区 15054-221-1061

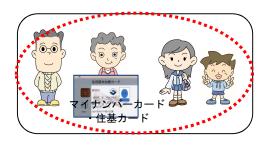
駿河区 1054-287-8611

清水区 压054-354-2126

■ 同時に転出(市外へ引越し)する人の中に、個人番号カードまたは 住民基本台帳カード所有者がいる場合

同時に静岡市を転出し同時に他市へ転入する人の中に「マイナンバーカード」または「住基カード」を 所有している人がいる場合は、静岡市の窓口での転出手続き、または郵送での転出届を行った後、転入先 (市外の引越し先)でカードを提示し、転入手続を行ってください。

※転出証明書は発行されません。



- ●転出、転入手続きは、カードの所有者または同一世帯の世帯 員が行ってください。
- ●カードは有効期限内のものに限ります。
- ●転入手続きには、カード作成時に設定した暗証番号が必要です。手続前にご確認ください

■ 同時に転出(市外へ引越し)する人の中に、個人番号カードまたは 住民基本台帳カード所有者がいない場合

同時に転出する人の中に「マイナンバーカード」または「住基カード」を所有している人がいない場合は、静岡市で転出の手続き後に「転出証明書」を発行します。転入地(市外の引越し先)で「転出証明書」を添えて転入の手続きを行ってください。

※「マイナンバーカード」または「住基カード」を所有している人と転出時期や転出先が異なる人も、 転入手続に転出証明書が必要となります。

